

市内施設運営法人 代表者 様  
市内入所・居住系施設 施設長 様

川崎市健康福祉局長

台風等の風水害時における居宅要介護高齢者等の避難先確保に向けたショートステイ等の積極活用について（依頼）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本市においては、令和元年東日本台風の経験を踏まえ、高齢者や障害者等の命を守る観点から、福祉施設等の入所者に加え、在宅での福祉サービス利用者に関する安全確保につきましても検討を進めているところです。

その中で、近年頻発する大型で強い台風への備えとして、要介護・要支援状態であって居宅において介護サービスを利用している高齢者（以下「居宅要介護高齢者等」）の適切な避難支援が必要となっており、その一環として、福祉施設等におけるショートステイ等を積極的に活用した事前避難を推進してまいりたいと考えております。

各施設におかれましては、大型台風接近時等の居宅要介護高齢者等の事前避難について、可能な限り御協力を賜りますようお願いいたします。

また、一部福祉施設等において、別途協定を締結したうえで検討を進めてきた二次避難所につきましては、開設する上での解決すべきいくつかの課題がございますことから、本通知の内容と併せて、引き続き検討を進めていくことを申し添えます。

#### 1 本通知の対象となる台風等

横浜地方気象台からの情報等をもとに、大雨・洪水・土砂災害等の危険が高まると本市が判断し、川崎市災害警戒本部・指定避難所を設置する台風等

#### 2 対象施設等

- (1) 短期入所生活介護施設
- (2) 短期入所療養介護施設
- (3) 介護付き有料老人ホーム
- (4) 認知症対応型共同生活介護事業所

#### 3 事前避難に関する本市からの情報発信

対象となる台風等毎に、メールニュースかわさきや介護情報サービスかながわ等を活用し、台風等の上陸の概ね 3 日前程度を目安に情報提供を行う。

#### 4 介護付き有料老人ホーム及び認知症対応型共同生活介護事業所に関する参考規定

##### (1) 介護付き有料老人ホーム

短期利用特定施設入居生活介護費

(※) 一定の施設基準に適合するものとして届け出た指定特定施設が算定可能

【根拠規定】 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 別表 1 0 注 3 等

##### (2) 認知症対応型共同生活介護事業所

短期利用認知症対応型共同生活介護費

(※) 厚生労働大臣が定める施設基準を満たす認知症対応型共同生活介護事業所で算定可能

【根拠規定】 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 別表 5 注 1 等

#### 【担当部署】

総務部庶務課災害対策担当

廣岡 電話 0 4 4 - 2 0 0 - 0 4 3 4

長寿社会部高齢者事業推進課

山口 電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 6 7 9